

第54回 「上海IPG」会合

日時：2011年9月15日（木）14:00～18:00

場所：上海龍之夢麗晶大酒店 4階 Ball Room A

## 【上海 IPG ピックアップ講座】

○司会 「上海 IPG ピックアップ講座」を始めさせていただきます。本日はマツダの小林様にご講演を頂きます。以前からご報告しております通り、自動車・自動車部品 WG で模倣品押収時の価格認定プロセスについて継続的に研究を頂いております。本日は今までの結果のご報告を頂く存知です。それでは、小林様、前のほうにお願いします。

**【テーマ】** 上海IPG自動車・自動車部品WG [価格認定プロセス研究会]活動紹介  
—模倣業者の刑事訴追に向けた価格認定プロセスの実情報告—

**【講師】** 自動車・自動車部品 WG マツダ (中国) 小林 氏

○小林氏 それでは、始めさせていただきます。私はマツダ中国の小林といいます。よろしくお願ひ致します。

まずは、自動車、自動車部品 WG の紹介というところで、こちらのほうから簡単に説明させていただきます。自動車、自動車部品 WG ということですが、非常に長くて、舌を噛みそうなので、我々の WG というふうに仮称させていただきます。

我々の WG ですけれども、成立は 2007 年の 7 月です。メンバー企業としましては、この計 8 社になっております。旭硝子さま、いすゞさま、カヤバ工業さま、電装さま、トヨタさま、日産さま、ホンダさまと弊社というふうになっております。

WG の目的ですが、ここに書いてますようなことになっております。一番目の大きなポイントとしては、下線を引いておりますけれども、「品質に保障がない知的財産産業、知的財産権侵害品から中国消費者保護すること」というのが一つ目の大きな目的という点です。あともう一つの目的は中国自産自動車自主ブランドの健全な育成に資することにあります。その下にありますように WG 活動の重点活動というのは模倣品部品です。この一番大きい丸のところで、品質安全上の懸念というところで、非常に自動車部品というのは安全上の問題が絡んでおりますので、模倣品をしっかりと対策して行かないといけないと考えております。非常に目的がクリアになっておりますので、そういった意味では、活動の計画や立案をしやすいグループだと考えております。ちなみに自動車部品の模倣品としましては、例えば、フィルター類です。オイルフィルターであったり、エアフィルターであったり、最近になっては、エアバックの模倣品というものも出ております。その安全性に関して、非常に力を入れていかないといけないということで、取り組んでいるというところでございます。

早速ですが、価格認定プロセスということですが、非常に難しい表現になっております。まず私自身が初めて聞いた時、何ですかという形でした。このあたりから、初めに説明させていただきます。ここに簡単に書いておりますけれども、現状として模倣品が後を絶たない現状がございます。それに対して、現状の改善に向けて、検討してみました。その検討ということですが、模倣品を抑える為には、模倣品業者に対して、厳罰化しようと考えました。そうすることで、模倣品を減らせるのではないかとというような発想に至っております。そのため、特に再犯業者とか、あるいは模倣品被害の大きい案件は、行政案件ではなくて、刑事案件で処罰することです。刑事処罰ということを行

うことにより、模倣品高揚を抑制することができないかと考えており、ここが一番大きな活動目的のネックとなっています。

ちなみに、中国には行政処罰と刑事処罰とがあります。私も、こちらに来るまでは殆ど知らなかったんですけども、中国は模倣品については行政処罰と刑事処罰がありまして、刑事処罰っていうのは非常に重い厳罰ということになっております。しかし、殆どは行政処罰で済む状況です。恐らくここにいらっしゃる方々は皆様ご存知だと思いますけれども、こちらに赴任したばかりで、私のような方がいらっしゃったら、そのあたりを認識しておいて頂ければ、今回のレクチャーを理解しやすいかと思っております。

課題ですけれども、刑事訴追、刑事処罰に持っていくためには、どうしたらいいのだろうかということですが、中国の法律、法規を紐解きながら、当所では、価格認定プロセス研究会でこれを研究しました。その結果、模倣品被害、規模、罰則を判断する価格認定プロセスというのが存在するのが分かってきました。では、これはどう規定されているのか、あるいは現状の法律であったり、規則であったり、運用はどう行われているのか？このあたり、まず研究しましょうということで研究しまして、その後、各社、グループ内の各社の事例を出し合ひまして、刑事訴追されない理由はなぜなのかというところを深く掘り下げていきました。主な活動としては、刑事訴追になぜ行かないのかというところで、例えばAIC、TSB 当局を招いて、交流会を行いました。これをいろいろと見える化にしていくというのが、研究会の行ったこととなっております。

一番初めに発足したのは2009年で、価格認定プロセス研究会をスタートさせたということです。ちなみに、価格認定プロセスというこの言葉自体ですけれども、これは我々のWGが作った造語だそうで、私も先週初めてこのことを知りました。そういった意味では、本当に私のようなものがここで説明させて頂くことが恐縮だというふうに感じておる次第でございます。

続いて、先ほど価格認定プロセスというところで、全体的にざっくり説明させて頂いたのですけれども、もう少し具体的に説明させて下さい。現状として、そこに二つの構図があります。中国の安全と利益を守る目的で規定された法律に基づいて、中国政府と権利者が協力して、模倣品の摘発を実施しております。例えば今年の11月から、今年の6月に行われたような特別プロジェクトなどの活動で、私としてはごく最近ですが、結構その模倣品に対する中国政府、行政政府の取組は素晴らしいものがあると思っております。ただ依然として、模倣品っていうのは氾濫している状況です。この要因について考えてみますと、先ほど説明したような、再犯者の存在っていうのがこの模倣行為を助長している、模倣行為に対して思い留ませようとしていない、と言ってもいいかと思っておりますけれども、それが要因にあるものと考えております。それに対して、再犯者が再度模倣品の製造販売をしないような体制づくり、再犯を思い留ませよう体制作りを考えていくことが必要だということです。再犯によるデメリットですけれども、模倣品が減らないということと、再犯の存在によって、中国政府が何度も資金、人のお金を投入していることとなっております。これにより、中国において社会的に不要なコストが多大にかかっているとAIC、TSBそれから公安、そのあたりに多大なコストがかかっているということです。これをトータル的に見ますと、中国国民の利益が損なわれているということです。先ほど、消費者保護と

いう話をしましたけれども、中国消費者の安全のみならず、その利益の損失も起こっておりますので、このあたりを対策しなければならないというのが大きな目的です。

ここは今まで説明してきた纏めになりますけれども、再犯者に対する牽制、模倣抑制ということで価格認定プロセスというのを着実にを行います。これにより、当該案件の確実な重罰化、刑事移送に持っていくのが活動の目的です。価格認定プロセスというのをまず理解していただかなければいけないので、法律の面からこれを簡単に示したのがこの図になっております。先ほど説明しましたように、中国では刑事処罰と行政処罰がございます。本当のことを言いますと、これとは別に民事訴訟で始まる民事刑の処罰というものもあるので、ここでは割愛させて頂いております。刑事処罰と行政処罰がありますから、これの切り分け、敷居はどこで設けるかということですが、それを法律で紐解いてみますと、基本的にはここにあるような二つの場合のときに刑事処罰になります。

一つ目は違法行為による不正な販売価格や経営金額が5万元以上の場合と算出された場合に刑事処罰になります。あと「情状が重い場合」という言葉が実際にありまして、これが法令上の言葉、法文上の言葉ですけれども、そういった場合には、刑事処罰になります。そうではない、軽微の場合は行政処罰になるということで、法律の反対解釈ですが、刑事処罰にならないものが行政処罰になります。ちなみにこれは基本的なものを示したものであって、例えばその5万元以上と書いてありますけれども、これは、ほかにもいろいろあります。例えば、二つの商標権侵害がある場合には、ここは5万元ではなくて、3万元以上の場合には、刑事処罰になります。いろいろと複雑な法律の構造になっているということです。ここが非常にネックなので、覚えていただいたら、あとの理解がしやすいと思います。

この次に重要になるのが、「不法な販売金額、経営金額」とは何かということです。これは先ほど出てきた言葉ですが、どう定義されているのでしょうか。まず、この資料の左側では実際の販売価格、表示価格、定価で算出なさいとなっています。そうでない場合は、純正品の価格で算出なさいとなっております。ちょっと説明を一点し忘れました。先ほどの価格認定プロセスということで、再犯が問題だとなっておりますが、前のページのフリップで再犯はどこになるかというと、これが明確に規定されていません。我々の解釈では、再犯は情状が重い場合に入るのではないかと考えております。そういうふうな運営を目指してるということです。先ほど説明したフリップですが、ここで皆さんに一点の質問があります。実際の販売価格、表示価格、定価で算出できない場合は、純正品価格で判断なさいということですが、これを純正品価格で算出しますか。また、これは市場価格とも言われているのですが、市場の価格で算出することもできます。あるいはここに書いていないような方法で、ほかにどんな算出方法があるかを考えて頂きたいと思います。

一つに、自白というものがあります。要するに、捕まえた模倣品業者に対して「お前、いくらで販売しているのか」というふう聞いて、その聞いた価格を価格認定して、それで処罰を行うということがございます。我々はこれを簡単にするために、「自白価格」と言っているのですが、この後説明していきます。これが重要な問題となってきているということです。先ほどの二枚のフリップでは、非常に簡単に説明したのですが、研

研究会ということで、もう少し具体的に法文を参照しながら、説明します。それがこの次からのフリップになります。ここも少し複雑ですけれども、法律というのはTSB関係、AIC関係で、二つの基本的な法律が二本あって、それに基づいて、このあたりは運用されているということです。

まずはTSB関係の製品品質法関連ですけれども、偽造、粗悪製品販売罪というものに対する規定です。これは例えば刑法140条、製品品質49条、法律解釈2001年10号の2号、製品品質法の72条です。このあたりを中心に運営されているのはTSBの模倣品対策ということになっています。この刑法の140条に先ほど説明した5万元以上の場合は懲罰に処するというものもありますし、品質法の49条に情状が重い場合には刑事訴追するというものがあります。これは、製品品質法のところに、先ほどのフリップの二枚目で説明しております、定価がある場合は、違法な製品の生産や販売をした価格です。定価がない場合は、同質製品の市場価格で認定するとあります。ここですけれども、先ほど言った純正品の価格は明確に書いていないのですけれども、我々と当局との話し合いで、これは何ですかと尋ねたところ、これは大体概ね純正品の価格だと判断されております。これがTSB関係です。

AIC関連ですけれども、これも似たような構造で説明図を作成させて頂きました。これによりますと、法積2004年の19条、これは商標権侵害の場合ですが、商標権侵害により、不正金額、経営金額が5万元以上の場合、懲役に処するというようにありまして、刑法213条には「情状が重い場合」と書いてあります。法積の2004年の19条ですけれども、先ほどのものです。こちらでは「不法経営金額」と言っているのですが、これは先ほどのTSB関連で言いますと「商品価値金額」に相当するワードでございます。不法経営金額とはこのようなものであるということです。未販売の製品価格は、表示価格、または実際の販売価格で計算し、これらの価格が不明の場合は、同質製品の市場の中間価格で計算するとあります。この中間価格というのは正規品価格というふうにAICでは認識している方は多くおられるということです。

では、具体例を使って、これはどういうことなのか説明したいのですが、これが問題事例1です。これはホンダさん、トヨタさんの場合ですけれども、上のほうから一回目の摘発、二回目の摘発、同一業者による再犯行為ということです。一回目、二回目、三回目の摘発がありまして、それぞれの認定金額はここに書いてありますとおりです。3回の摘発を全部あわせると5万円を超えますが、一回の摘発はすべて5万円以下になっていますから、刑事訴追はできなかったというケースです。純正品の単価と認定単価を比較して頂いたら、一目瞭然ですけれども、認定価格は純正品価格の20分の1から3分の1で判定されています。まったく権利者側にとっては非常に不満な行為が行われているということです。一回、二回、三回というふうに再犯行為が行われているんですけれども、これは刑事訴追に至らなかったというケースです。

続きまして、AICの摘発で「半製品」という言葉がございます。これは要するに製造工程で、製造工場を抑えた時によくある話です。例えば、未完成品で包装まで至ってない、実際の模倣品と模倣品の包装のパッケージが別々に発見された場合の話ですけれども、こういったパッケージの単価で判断されてしまいますと、パッケージは当然安いものですか

ら、こういったもので価格認定されてしまうと全体の金額が非常に安くなってしまいます。刑事訴追にして頂けないということになっております。

では、その価格認定プロセスの論点ということですが、そのプロセスをもうちょっと詳しく分けます。これを大きく四つに分けました。

- 1) 一つ目は商品価値の認定プロセス
- 2) 二つ目は物価局の鑑定依頼プロセス
- 3) 三つ目は刑事移送基準判断のプロセス
- 4) 四つ目は行政処罰決定のプロセス

ここに①～⑧がありますが、これはもう少し後のほうで具体的に説明して行きたいと思えます。では、これがどういったフローになっているかということで、もう少し分かりやすく示したのがこちらの図になります。一旦摘発を実施し、模倣品を押収した後では、まず価格の認定プロセスに入ります。ここで一つの単価はいくらなのかとか、そのあたりを算出します。先ほどの事例2で紹介しましたが、半製品の場合はどう考えるのかというプロセスが行われています。

もし帳簿もないし、市場価格もよく分からないという場合には、物価局というのがございまして、物価局へ鑑定を依頼することができます。この物価局への鑑定を依頼するプロセスというのがございます。その右側のプロセスです。価格認定が終わりましたら、その基準に基づいて、これが刑事訴追できるか、できないか、ということで刑事移送基準判断プロセスというところに入ります。先ほど説明した5万元以上かどうかで判断します。または情状がひどい場合かどうかと判断します。もしこれで基準到達ということであれば、我々が願っている刑事移送というところになるわけですが、もしそうでない場合には行政処罰に落ちてしまうということです。行政処罰でも、罰則金がいくらなのか、この辺りもありますので、ここでも書いてありますけど、具体的にはこういう大きなフローになります。

各プロセスについて検討しますと、以下の通りです。各プロセスについて論点を検討してみました。この資料では、論点を挙げると同時に、あるべき姿はどうなのかを考えてみました。このあるべき姿というのは、権利者が望んでいるのはどういう処理なのかということを書かせていただいたのがこちらになります。

まず一つ目、商品価値価格の基準単価の考え方ですが、この例は先ほど説明しました商品品質法72条、法積2004年19号のほうで記述されています。ここをもう少し細かく分けると4つに分けることができます。

- 1) 価格認定の実施の有無というところですが、要するに価格認定を知っていますかということです。あるべき姿は、もちろん「知ってください」というところです。
- 2) 二つ目は表示価格、販売価格、定価、中間価格の考え方はどうですかということです。これも先ほど説明した法例の通りで、定価とか、販売価格のない場合には、市場価格、純正品の価格で判断してくださいというのが、あるべき姿となってきます。

思います。中間価格、市場価格の実際の運用はどうかということ、先ほどの文言では中間価格とか、市場価格と出ているのですが、これはきちんと純正価格で判断しているのかということに疑問があります。我々が望むあるべき姿としては、これは純正品価格、要するに高い価格で判断してほしいということです。先も少し説明しましたがけれども、個々の価格認定をするときに、この自白に基づいて決定しているのかどうかということ、そのあたりも論点になると思います。自白による価格は考慮しないでほしいというのが我々が望んでいることです。②のところで、権利者側からの情報提供ということで、純正品の価格などは当然権利者側は知っているわけですし、再犯者の情報も当然権利者側が管理されている部分がありますので、そういった情報がある時には、参酌してほしいということです。

- 3) 3番目としては、商品価値価格に対する権利者の関与ですけれども、例えば商品価格をこんなふうに決めました。不正経営金額をこれで決めました。といった場合は、それに対して権利者側から、「これはおかしい」と、「これは納得いかん」と、「もうちょっと上げてくれ」ということで、そういった不服を申し立てることができるかどうかということも論点の一つとしております。
- 4) 半製品の取り扱いの考え方ということで、これも先ほど説明しましたがけれども、半製品をどう扱うか、どういう考え方をしているのかということになります。

以上の部分が価格認定プロセスの「価格の認定」の一番初めのフローチャートで説明した一番初めのフローのところになります。

⑤としまして、物価局への依頼をきちんとやっているんですかということ、これを論点に挙げたいと思います。ここは当然物価局に依頼してくださいという話になります。

⑥番として、刑事移送の基準の考え方ですけれども、ここに二つ挙げていますけれども、一番初めのほうで説明した商品価値金額 不法経営金額が5万元以上の場合には、きちんと刑事訴追していますかということ、あともう一つは情状が重い場合はどう判断して、どういう場合に刑事移送していますかということ、ここについてあるべき姿というのは、「再犯は情状が重い」として、刑事訴追にしてほしいというのが、我々の権利者側の意向ということになります。

最後の行政処罰の決定プロセスのところ、⑦、⑧ですけれども、商品価値金額に対する罰金額の算定方法ということで、これをきちんと、法律、法文化されて、記述されております。それに対してきちんと運用されているかどうかということ、再犯とか、故意とかといった場合には、罰金額を高額化するという話も規定しております。その辺がきちんと運用されているかどうかということになります。

一番最後になりますけれども、商品価値価格に対する権利者側としての関与ということで、問題になるような処罰結果が出た場合に、それに対して、申し立てができるかどうか、というのを確認したいということになります。

今まで説明した①～⑧の部分を論点として、研究会では、当局との話し合いに応じて、当局はどういうふうに応用しているのかということ、これを交流会の場で聞き出しながら、纏めたと

いう経営があります。続きまして、そのあたりを説明したいと思っております。

説明した通りですけれども、AIC や TSB との交流会を実施しました。実際に、どのような認定プロセスが行われているのですかということですが、これは 2009 年から 2011 年まで行っております。現在継続中です。交流した当局ですけれども、これを飛ばして、次のフリップに行きましょう。ここに書いていますような、主に三つの省、A/B/C という 3 つの省と D の地区というところの TSB と AIC それぞれと交流会を持ちました。

続きまして、交流会を行った結果を見ていきたいと思えます。まだ先ほど説明しましたように D 地区については AIC はまだ行ってないわけですけれども、ある程度の情報を得られましたので、とりあえず、一旦纏めて見ましょうということで、纏めたのが次のフリップになります。ここではその統計的な面から何か見えてくるのではないかということで纏めさせて頂いた結果になります。

TSB 四箇所、AIC 三箇所ということで、ここに挙げていますのは、先ほどの①～⑧の中で、①、④、⑤、⑥あたりが問題行動ということで挙がりました。取り出してここに書き出しております。ほかの、例えば②とか、③とか、⑦、⑧については、我々が思っているあるべき姿という行動が行われていましたので、ここでは割愛させて頂いております。

これを見ますと、まず自白価格について、先ほど説明しましたように、まずは表示価格を探しなさいということです。もしそれがなかったら、純正品の価格で、一つの模倣品に対して価格を認定してくれというふうになるわけですが、そうではなくて、自白の価格という、法令や条文にないものを取り出してきて、そういった価格で判断しているというところがあります。特に AIC 三箇所のうち全てがそういった判定方法を行っているということです。

あと情状が重い場合には 再犯も含まれてほしいというのが我々の思いですけれども、これについて、TSB ではこれを情状が重い場合としては判断していませんということでした。また、情状が重い場合でも、刑事移送していませんというのが三箇所ぐらいありました。そこが一番大きく目立っているところです。

それから物価局への依頼の状況ですけれども、これは特に AIC のほうで、物価局っていうのは我々は殆ど依頼したことがないということでした。今までその物価局に対して、価格が分からないからといって、「連絡したことはない」、「これを聞いたこともない」、「依頼したことがない」というところが、AIC では 2 箇所、TSB も一箇所ありました。これが特に目立つと思っております。下に書いておりますけれども、自白価格の考慮について、あるべき姿との相違が多く見受けられます。情状が重い場合の考え方もあるべき姿とは相違点が多く見受けられるということが統計的に分かってきたということです。

地域的には、何か特徴的なものがありますかというところでそれを纏めたのがこちらですけれども、A 省、B 省、C 省、D 地区では、C 地区の広東省が特にあるべき姿と相違しているところがございます。



あと A 省ですが、それなりの問題があるということでした。地域的にはやはり南のほうが守れてないというのがわかって参りました。

以上が、統計的な結論になります。次に細かく見ていった時には、どうなるかですけれども、これから先はちょっと複雑になります。いろんな意見があつて、これをフロップに入れましたので、少し見難いところがあるかもしれません。

まずは AIC との意見交流会において確認されたことについて、こちらに記述させていただきました。この資料の見方ですけれども、論点を青色で示したのは、問題なかったという点です。つまり、我々が望むあるべき姿というのが実施されていたという点になります。そうでないところは、こちらに書いてありますけど、特に下線しているところは、非常に面白い判断だと思います。面白いというのは我々としては、信じられない、そういったこともしてしまいますかというような内容です。そのようなところもありますので、ちょっとそのあたり、取り上げながら、説明していきたいなと思っております。

まず、価格認定の実施の有無ですけれども、価格認定は、全件で実施してますというのは論点のところでも青色で書いています。AIC についても TSB についても、皆さん、価格認定はしっかり実施してますよということだったので、非常にこのあたり協力して頂いたというふうに思っております。

その下ですけれども、表示価格、販売価格、中間価格の考え方として、こちらのほう、AIC についていえば、表示価格、販売価格をしっかりと判断しているということでした。これがない場合には、中間価格で判断していますということです。中間価格というのは、これは条文内容ですので、これについては問題ないというふうに考えております。ただその中間価格を何で見ているかということですけれども、中間価格は実際に運用の仕方になります。中間価格は概ね、純正品の価格で判断しています。一部の地域では純正品の価格以外の価格で判断していますということでした。このあたりが問題と思っております。

それから「自白に基づく価格の考慮」ということですが、要するに自白価格に基づいていますかということです。先ほど、見て頂いた統計資料のように、自白の価格というのは、殆どがそれを重視しています。考えてみれば、表示価格とか、いわゆる帳簿の価格を確認できない場合、例えば帳簿が見つからない場合など、いちいち権利者のところまで、連絡をしますかという問題があります。非常にまどろっこしいと思います。では、物価局がありますから、物価局に対してそういった問い合わせをしますかという、それも非常にまどろっこしいと思います。そうなってきますと、自白というものを考慮して、認定するというのは、ありがちのことになります。そこは、きちんと法律に書いていないところですので、こういった行為を行うのは、非常に問題だという形です。しかも、AIC の場合は、三箇所中の三箇所すべてがそういったところでやっているということで、問題な行為ではないかなと考えております。

次にいきまして、②～⑤ですけれども、ここは、大体我々の望んでいるあるべき姿というのが行われているということになります。5 番目の物価局への鑑定依頼ですけれども、これも先ほど説明しましたように、物価局への鑑定依頼が殆ど行われていないということ

でございます。

⑥番目、⑦番目、⑧番目の論点ですけれども、不法経営金額が5万元以上の場合、これもAICもTSBもきちんと、その基準を満たしたら、刑事訴追にしていますということなので、問題はないということです。一方で、情状が重い場合の考え方として、再犯っていうのは、情状が重い場合にならないというふうに判断している当局が多かったということです。また情状が重いかどうか、行政当局として判断していないというコメントもして頂いております。ここですけれども、先ほどのフローチャートで見てみます。一度先ほどのフローチャートのところに戻ります。刑事移送基準判断プロセスとして、情状が酷い場合に刑事移送にしないということになっているんですけれども、先ほどのそのコメントですと、情状が重いかどうかは、行政当局では判断していないということになっています。これだと、先ほどのプロセスっていうのが、いわゆる条文でいうと「死文化」してしまっているということです。何ら条文の役目を果たしていないということです。行政当局でしなければいけないことをやっていないということなので、このあたり、非常に問題視すべきかなというふうに考えております。以上がAICのパターンということです。

TSBはどうかといいますと、TSBの場合は、次に説明しますような形です。価格認定の判断の実施有無というのは、ほぼ全体ですべてやっているということです。表示価格、販売価格、中間価格の考え方ですけれども、ここは基本的に青字で書いてることで、問題はないようなことが行われているということです。一部の地域から、その赤字で書いていますような、最高人民法院、最高人民檢察院の談話によって、刑事訴追については、市場価格より実際の価格で認定すべきという意見もあり、これを参照しなさいというコメントを頂いております。具体的にこれを説明しますと、CCTVのネットで探せと交流会の時に言われました。それに載っているから、それを見てくださいということでした。これを見たのですけれども、いわゆる法院長の方との談話という形で、コメントされておりました。この談話では、模倣品の価格を純正品の価格として判断すると、当然、全体の価格が上がってしまいますから、模倣品業者に対する刑事訴追の件数が増えると、そうなりますと刑務所に行く方が増えてしまうので、刑務所の数が足りないというふうにニュースで言われています。これはただ単にニュースの一場面ですけれども、それをこのように判断基準として運用されているということで、私自身、これにびっくりしました。そういった法令とかではなく、ただ単にニュースに基づいて判断、運用されているということがあるようです。

あと、中間価格の実際の運用ですけれども、概ね純正品の価格で判断しているということです。しかし、自動車産業というのは利益率が高いから、生産コストと利益度合いで算定しているようです。これは複雑な算定式があって説明されていたようですけれども、果たして、自動車産業の利益率が高いのかと、それをどう判断してるのかと非常に興味深いところがございます。そのあたりが非常に曖昧なところだというふうに考えております。

自白に基づく価格の考慮として、TSBの場合は大体自白価格でしたが、一箇所の地域で自白があれば、これを参照していることがわかりました。やはりTSBでも自白価格に基づいて行われているということがわかりました。

次にいきまして、2番目、3番目について問題はないところです。4番目の「半製品の

取り扱いの考え方」ですが、半製品は同じ省の TSB の中でも、きちんとやっていますという地域と我々は半製品の認定は、基本的に価格は「0」という地域がありました。同じ省の中でも判断にばらつきがあるということが分かってきました。要するに徹底されていないということです。

5 番目の物価局への依頼ですけれども、これも AIC と TSB のいずれも殆ど行われていないということになっております。

次にいきまして、論点の⑥、⑦、⑧ですけれども、情状が重い場合の考え方として再犯の理由だけでは、情状が重いことにはならないということです。法律規則の販売金額が、規定する金額量を超えていなければ、再犯でも刑事移送できないということです。ここはきっぱりと情状が重い場合は、再犯を含みませんという形でコメントされておりました。

分析結果 1 として、あるべき姿と比較して、できているというところがこの四つの部分と考えております。価格認定を全件について行っているというところと不法経営金額、商品価値金額とも申しますけれども、これが基準に達したら刑事移送しているというところ。商品価値金額、あるいは不法経営金額に基づく罰金額の算定方法について、「法律の基準に基づき、判断しています。再犯行為の場合は、重罰化可能です」ということです。ここは刑事罰ではなく、行政処罰に行った時に、きちんとこのあたりで判断しますということです。商品価値価格に対する、権利者による異議が可能ということ、このあたりがあるべき姿として出来ているところというふうに見てきました。ただあるべき姿として、その問題点がある、相違点があるところというのが、この四つの部分です。要するに、先ほどから何度も説明していますけれども、自白価格というものに基づいて、価格を認定されているというところと、情状が重い場合というのは、行政段階で判断していません。要するに、再犯は情状が重い場合として考えられていないということです。

あと物価局への鑑定依頼が殆ど行なわれていないということと、法律の中間価格の解釈として、純正品の価格に基づいて判断していないという当局がまあまあ見受けられるということが大きな相違点と考えております。

現状の分析ですけれども、これは今までの纏めになります。各地区の AIC、ここ TSB が抜けていますけれども、各地区の AIC と TSB では概ね関連法や法解釈が規定に基づいたものとして、認定プロセスがきちんと行なわれていることが分かりました。再犯者の重罰化の観点からは、さらに各 AIC、TSB 当局と、我々権利者は更なる連携や協力をしていかないといけないというのも見えてきました。

今後は当局に、どのあたりを訴求していくかということになりますけれども、これも説明しましたように、そこの大きな 1、2、3、4 のポイントですが、自白によらず、価格認定を行なってくださいというところと、中間価格と純正品を比較として判断してください、そして中間価格が不明な場合には物価局へ鑑定依頼を行なってくださいということ、最後に再犯を情状が重いとして、きちんと判断してくださいということです。これらを今後 AIC、TSB に訴求して行く必要があると考えております。

今後はこの成果の活用ということですが、いろいろとJETRO様のご協力を仰ぎながら、経済産業省であったり、或いはIIPPFであったり、いろいろと活用して頂いて今後は中央政府のほうから、地方政府にも訴求していく場を作って頂きたいと思っております。その一つの例としては、先日の9月7日に、成都で商標祭りというのが行なわれましたけれども、そのあたりでこの成果を一部AIC向けに紹介させて頂いたという事例があります。今後は、このあたりの活動をまだまだ広げて行きたいというふうに思っております。

一時間という大変長い時間でありましたが、私の説明にお付き合い頂き、ありがとうございました。本日の内容が皆さんの今後の活動に繋がるようにして頂ければいいかなと思っております。ご清聴をありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。それでは、質問をお受けしたいと思えます。質問がございましたら、挙手のうえ、社名等をお話いただいた上でご質問ください。

#### -質問1-

○樋口氏 どうも、貴重な講演をありがとうございます。東洋紡績の樋口と申します。今日は、価格、単価のところを中心にいろいろあるんだなと、ご苦労されているんだなというのがわかったんですけども、同様に数量のほうも実際に摘発した数量を持って数量とするのか或いはいわゆる自白を根拠にするのか。或いは、ポテンシャルを根拠とするのか、いろいろこれも悩ましいところがあります。結局はその5万元の目安、刑事のほうに持っていくためには、当然数量も重要な論点になると思うんですけども、そのあたりについてはどうでしょうか？

○小林氏 そうですね。先ほどの話はここの部分に関わるころかと思うので、このフリップ出しました。この他に、5万元以上というものと、あと商標法の侵害を1件あたり、つまり一個の商標権について模倣品から侵害された場合には、その一個を数えて確か2万個以上のその商標権侵害の部品が見つかった場合には、刑事訴追にしますという法解釈だと思います。そちらのほうで数量については、刑事訴追できるのではないかと思います。恐らくご質問の内容はそれとは別に、ここであるような5万元にするために、単価が分かりました。では、そのもう一つは数量ですが、数量はどう判断するかということです。このあたり、やはり自白に基づくものが多いかと思っております。ただ帳簿とかありましたら、その帳簿を重視していると交流会で分かってきたこととございます。以上でございます。

○樋口氏 ありがとうございます。

○司会 その他、何かございますでしょうか？

#### -質問2-

○山口氏 エプソンの山口です。本日はありがとうございました。一つお聞きしたいと思いますが、今後の活動で物価局のほうに必ず確認して欲しいという要求をしてきたそうですが、物価局に依頼してやった場合は効果を得られるというふうに考えてよろしいでしょ

うか。物価局に行けばより高い判定を得られるのでしょうか？また実際にそういうご経験があったのかと、分かれば教えて頂きたいと思います。

○小林氏 物価局については、すみません。私の記憶の範囲では物価局に行った案件はないです。ですから、物価局とって、本当にどのように判断されるか分からないのですけれども、一応、私の知っている限りでは、公安のケースに行った場合には、高い確率で物価局のほうに依頼しているというのがあります。物価局というのは大体純正品、市場価格という価格に基づいて判断していますという話を聞いたことがございます。よって、物価局に行ったら必ずしも安い価格になるというわけではないと思います。ここでは必ず物価局に行ってくださいと作成資料にあるように見受けられるかもしれませんが、我々としては、権利者側に聞いて頂ければ、純正品の価格はすぐに分かりますと、だから聞いてくださいってというのが一つ目のお願いです。それでも、どうしても分からなかったら、物価局に行ってください。権利者側が分からない場合もありますので、そういった場合には、物価局のほうへ行けばいいのではないかというプロセスです。これから訴求していきたいというふうに思っております。

○山口氏 ありがとうございます

### -質問3-

○萬谷氏 三菱電機の萬谷と申します。刑事訴追に関しては、非常に弊社も興味があるところで、ありがとうございます。それで、行政ルートに関しても物価局へ鑑定依頼を行なうというお話があったんですが、いろいろな代理人から聞いた話で、裏付けが取れていないのですが、公安局が鑑定してもらう時に、どうも有料であるらしいと聞きました。その費用をどうも権利者に負担させているような話を聞いたことがあって、その行政ルートでは、この価格鑑定方法ルートを殆ど使っていないと紹介して頂きました。もしかしたら、そういったところが有料だと聞いているのではないかと思って、その辺はいかがかなあと思った次第でございます。以上です。

○小林氏 貴重なご意見をありがとうございます。その話は私も具体的に認識しておりませんので、ひょっとしたら、そういう有料となることがあるかもしれません。そのため、仰られた通りなのかもしれません。一つ、ご存知だとは思いますが、先ほど説明させて頂いたように、公安に行く物価局に行くというルートはあるようです。今後、私もいろいろな人に聞いてみて、その辺をより勉強していきたいと思っております。

○萬谷氏 ありがとうございます。

○司会 それではもう一度拍手のほうをお願い致します。どうもありがとうございました。私の時計ではいま3時ですので、3時10分から本会合のほうを始めたいと思います。10分ほどご休憩ください。

## 【上海 IPG 全体会合】

### 第 1 部 各種連絡事項

- 司会 時間になりましたので、本会合を始めさせていただきます。お手元にお配りしております議事次第に沿ってお話を致します。まず今回上海 IPG に三社様に新たにご入会頂きました。残念ながら二社様にはお越しいただけませんでしたので、一社様だけ紹介いたします。上海石田電子様からご挨拶を頂戴致します。よろしくお願い致します。

#### ① 新規メンバーご紹介(上海石田電子衡器有限公司)

##### 【上海石田・岩崎氏】

○岩崎氏 皆様始めまして株式会社インダの岩崎と申します。本日は、私ども現地法人上海石田の総経理をしております畑と共に初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

弊社は京都に本社がございまして、創業 118 周年を迎える、計量包装機器メーカーでございます。主に食品分野、例えばポテトチップスですとか、それからスーパーマーケットでトレーの上にお肉とか、お魚とかが載っているラップフィルムがしてある包装形態をご存知かと思えますけれども、このような業界に秤、計量器と包装機を販売させて頂いているメーカーでございます。弊社も中国に進出させて頂いて、日々頑張っておりますが、最近では現地中国メーカーの知的財産に非常に苦しめられております、特に実用新案であったりとか、意匠であったりとか、無審査で、登録されるため、日本では公知であるかなり古い技術を出願され、登録されてしまっています。

こういった事態に対して 当社が対処すべき内容について、つい先日宮原さんのほうにご相談させて頂いて、ご指導を頂いた次第でございます。その際に上海 IPG のほうに参加させて頂いて、いろんなメーカーの方、いろんな方々と情報交換させて頂きましてご指導を賜ればと思ひ、今回始めて、参加させて頂きました。まだまだ中国における知的財産対策が十分に対応できておりませんので、皆様よりご指導を賜ればと思ひます。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

#### ②IPG 中国国家司法行政部門交流会について

○宮原氏 ありがとうございます。それでは報告、連絡事項の 2 点目、「IPG と中央政府との交流会について」資料の 2 番をご覧ください。現在の上海 IPG の運営幹事会、それから IPG 全体のグループ長会議の検討を経て、中央政府との交流会を企画しております。もともとは今年の 5 月に開催しました中央の TSB、商務部との IPG 意見交流会の席で、商務部から TSB だけと交流会を行うのはもったいないと、非常に内容がいいので、ほかの部門も集めるから、交流会をやろうというお声がけを頂いて、今回の企画に至ったものです。簡単にご紹介しますと、資料にございます通り 10 月 12 日に北京の商務部の中で SAIC、公安、検察、法院等をお呼びして、主に上海 IPG 活動のこれまでの成果等をお話して、それに対してアドバイスをいただくことを考えております。どの程度の方が参加できるかなどについて、決められておりませんが、原則としては、北京と上海のグループ長、

それからご講演を頂く3名の皆様、その他には何人かの方にご参加頂こうと思っております。現段階では、こうした企画があることをご承知おき頂ければと思います。

○司会 続きましては、IPGとIIPPFとの連携について、グループ長の丸山様よりお願い致します。

### ③IPG—IIPPF 連携について

○丸山氏 資料3をご覧ください。IIPPFと中国IPGとの連携会記事録というものになります。まず1ページ目ですけれども、IIPPFから今年度のミッションにおきまして、中国IPGと連携してやっていきたいというようなお誘いを受けまして、このような連携会議を始めました。まず7月27日に第一回目の会議ということで北京IPGから4名、上海IPGから3名、IIPPFから6名という形で会議をさせて頂きました。合意決定事項としては以下の通りでございます、大まかには一緒に連携してやって行きしょうということになります。内容につきましては、先ほどの中央との交流で紹介がありましたように、中国IPGの活動を紹介して行こうという方向性になっております。裏面になりまして、8月22日に第二回を開催致しました。出席者はご覧の通りということになります。まず、第一回目の連携としまして、IIPPFの皆さんがミッションの派遣にきて、広東省で12月中旬に地方ミッションをしますので、そこで一度連携して行こうということまでが合意しております。中央については、まだ今のところは検討中となっております。以上です。

○司会 どうもありがとうございました。IIPPFとの連携については、現状ではIPGのIIPPF向け窓口をご担当いただいている方のみでお話し頂いている状況です。もしかしたら、各社様の本部のほうでも把握されていないかもしれませんので、この点ご承知置き頂ければと思います。

続いて、「上海IPGの立法研究/特許WGと北京のWGとの交流」について、続けて丸山様からお願い致します。

### ④上海IPG立法研究/特許GW—北京IPG WG1間の連携に係る交流報告

○丸山氏 資料4をご覧ください。これが始まりました経緯としましては、北京IPGと上海IPGのWGにおきまして、例示したように、活動が重複しているWGがあるのではないかとということで、活動の効率向上を含めて一度意見交換をしましょうということで始めました。7月22日に行いまして、参加者は以下の通りでございます。

概要としましては、一部でやはり重複するところもありますが、活動自体は別々に行うことにしています。ただし、外部へのヒアリングは、なるべく一度で済むように協力して行こうということや、講演等を開催する場合には上海でありましたら北京、北京でありましたら上海のほうにご案内をすることで、両方とも能力を高めていこうというような連携をして行こうと考えております。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。続いて、水際WGの活動報告をWG長の石川様をお願い致

します。

#### ⑤水際 WG 杭州．深セン税関向け真贋識別セミナー開催、税関総署との交流予定報告

○石川氏 YKK 中国の石川でございます。資料 5 をご覧ください。こちらは杭州税関セミナーとシンセン税関セミナーの開催報告となります。7 月 28 日に杭州税関、8 月 30 日、8 月 31 日にシンセン税関に対し、真贋識別セミナーを開催致しました。この二つの税関ですが、水際 WG でも重要税関と位置づけている税関となっております。内容自体は資料をご覧くださいと思いますが、シンセン税関では真贋識別セミナーだけではなくて、「塩田」にあるリスクコントロールセンターという、リスク分析部門を見学させて頂き、実際に税関でどのようにリスク分析を行っているか、貨物がどう管理されているか、見学させていただき、確認できました。その後、実際にリスクが高い判断された貨物に対して検査を実施する検査場の見学もさせていただきました。税関が実際にどの業務を行っているかを確認でき、大変勉強になったと考えております。

また資料はありませんが、8 月に JETRO の方と税関総署を訪問致しました。内容として 5 月の BPA、水際 WG の意見交換会に税関総署から参加いただいたことへの感謝を述べました。また実際に水際 WG がどのような活動を進めているか報告をさせて頂き、内容について意見をいただきました。水際グループ自体の活動について、大変評価して頂き、全面的に協力しますというお言葉も頂きました。逆に、税関総署側からも華南地区の税関、華東地区の税関を集めて、税関総署も参加して意見交流会を開催したらどうかという提案も頂きました。今現在、水際 WG でその開催に向けて、検討を進めております。以上、ご報告とさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。続きまして、立法研究 WG の四川省高級人民法院との交流について WG 長の夏様をお願い致します。

#### ⑥立法研究 GW 四川高級人民法院との意見交換会開催報告

○夏氏 上海オンダの夏と申します。資料 6 をご覧ください。四川省高級人民法院との意見交換会開催について報告させていただきます。この交換会は 7 月 22 日に上海 JETRO で開催しました。その背景はここに書いてあるように、近年は知的財産に関する侵害訴訟案件が増えている中で、実務上、各地方の裁判所で同じ論点についても違う判断が下されることがあります。その中で、それぞれの重要な裁判所において、どういう対応をしているかをヒアリングする為に昨年度の続きで、今年度の一回目として四川省高級人民法院と意見交換会を開催しました。そのヒアリングの項目は、この下に書いてある 1～14 の項目がございます。前年度では浙江省と上海市の高級人民法院に対しても同じ項目でヒアリングをしました。四川省は、内陸の法院なので、最初はやっぱり沿海地域の裁判所と結構違うという印象がありましたが、実際にヒアリングした中ではそれほど差はないという結果でした。確かに、内陸のほうでは、それなりの独自の判断があります。以上です。

○司会 ありがとうございます。続けて立法研究 WG と特許 WG で行いました商標法の改正に関するセミナーについて、夏様からお願いします。



## ⑦【立法研究・特許WG】中国省商標法(修正案)の一部改正の内容とその理由】セミナー報告

○夏氏 資料7をご覧ください。8月26日、華東政法大学の王先生を招聘して、中国商標法改正の内容について、セミナーを開催して頂きました。王先生は、中国商標法の改正案を作る時の一人のメンバーとして、商標局との間で、その法改正についていろいろ議論してきたメンバーです。その先生から、昨年2010年6月の時点での改正案に基づいて、我々が関心を持つ、ここに書いてある講演の概要について、説明をしていただきました。また、最後に上海市の著名商標法弁法についても紹介してくれました。その弁法については、ちょうど8月25日ごろに上海市で議論したばかりのものなので、上海市の著名商標になれば、もっと強く保護できるという内容があるそうです。例えば上海市の著名商標になればその関連商品が知名商品として認定できるような条文も盛り込まれているそうです。しかし、その認定条件としては上海市の企業だけがこの著名商標の認定を申請できるということです。こうなると我々日本企業は、殆ど上海の企業登録ではないので、認定できないのではないかと、我々から意見を出していこうと思います。王先生は、この点について帰ってからまた上海市の関係者と話をすることになっています。商標法改正については、8月26日の時点で、いつ改正されるかについても質問しましたが、その時ではまだ分からないということでした。しかし、実際には、9月1日にいきなり中国国務院の法制弁公室から商標法改正に関するパブコメの意見募集が出されました。10月8日の締切なので、そろそろ本格的に改正の審理が始まるのではないかと思います。予測としては、来年の3月ごろの全人大でその法律を承認して、来年公布されればと思っています。以上です。

○司会 ありがとうございます。先ほどの商標法のパブコメに関しては、明日の立法研究WGで最終的な意見書の内容の検討をすることとなっております。

報告事項の8番目の特許WGのヒアリング等の報告について、土谷様よりお願い致します。

## ⑧【特許WG】共同研究の留意点に関するヒアリング実施報告

○土谷氏 ニフコの土谷でございます。本日はお手元のほうに資料配布ございませんが、簡単にご説明をさせていただきます。特許WGの本年度の活動テーマとしております、「知的財産権にかかわる共同開発の留意点」に関しまして、今まで日系企業や大学、法律事務所等を対象にヒアリングを行って参りました。その一環としまして、今度は欧米企業の方々にも話を聞こうということでBOSHさまとGE様のほうに9月13日にヒアリングを行いました。ヒアリングを行いました詳細の内容については割愛させていただきますけれども、特許WG側から質問させて頂いた内容についてかなり丁寧に答えて頂いて、非常に有意義なヒアリングになりました。今回のヒアリングの結果から問題点を抽出致しまして、今後の対策を検討して進めていく予定でございます。以上です。

○司会 ありがとうございます。共同研究に関するテーマについては、7月の末頃に事務局から皆様にアンケートをお配りしております。現在30数社から回答を頂いております

が、実際共同研究そのものを行っている会社が少ないものですから、ぜひ皆様より追加の回答をお寄せ頂ければと思います。よろしくお願します。アンケート用紙を紛失された場合には、事務局のほうへお問い合わせをお願いします。続いて、インターネットWGの報告について、WG長の山田様にお願いします。

#### ⑨【インターネット知財対策WG】第2回日中インターネット知的財産権保護シンポジウム開催、タオバオ訪問報告

○山田氏 シャチハタの山田と申します。よろしくお願致します。前回のIPGのこの全体会合で解散前にご案内させて頂きました通り、8月2日に北京にてインターネット第二回目の日中インターネットシンポジウムというのを開催致しました。一応そこに書いてあるスケジュールの通り、二部制でいろいろ盛り沢山の講演をいただきました。それで、目玉というか、一番我々にとって重要だったところが二部の一番最初のタオバオとIIPPF、それとうちのIPGとの覚書締結ということで、無事終了しました。覚書の内容についてはいろいろあるんですけども、基本的にはいろいろ三社協力してやっていくと、活動していくと、コミュニケーションをよくしてやっていくということです。具体的にいきますと、その日の午後のパネルディスカッションの中でも、話をされたんですけども、活発な意見交換をしたんですが、「削除すべきのサイト上の情報」というところ、具体的などころもこれから話を詰めていくという状況です。

次回のタオバオとの会合は、今の段階は未定ですけども、11月ごろを予定して進めていこうというふうに考えております。タオバオとの交渉というか、そういう詳細については、IIPPFさんとテレビ会議を通じていろいろ話をしていくことを考えています。第一回目のテレビ会議を来週あたりに予定してございます。またこの辺の詳細は逐一、このような会合で報告させて頂ければと考えております。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして化粧品WG、こちらタオバオとの意見交流について、WG長の金様よりご報告をお願いします。

#### ⑩化粧品WGタオバオ訪問報告

○金氏 化粧品WGの金と申します。資料9をご覧ください。7月の22日、我々の化粧品WGは6社プラスJETROさんと一緒に杭州に行きました。我々の日系企業の以外に欧米企業と中国の会社もございました。今回は上海の堅山さんがいろいろ調整してくれて、訪問が実現しました。我々化粧品WG設立当時の三つのミッションの一つとして、インターネットにおける化粧品の知財保護が一本の柱として確認されています。その一連のミッションとして今回の訪問を企画した訳です。今回の資料は、詳細まで書いてあるので、タオバオ紹介の部分は割愛させて頂いて、我々、化粧品WGの提案内容をこの資料の中にまとめました。内部向けの資料なので、皆さんにはお見せできないところがあるんですけどもちょっとこの時間を利用して簡単に説明致します。我々化粧品WGが提案したのは主に5つあります。

(一) タオバオの規則において、化粧品をよりきめ細かく規制することによって、消費者

保護または権利者保護を図っていきたいということです。

(二) 未生産の商品もタオバオに出回っているという状況でございまして、それについて、今まで人海戦術で、見つけたら、削除すると、削除したら、また出てきて、また削除するというのが繰り返されてきました。これに対して、タオバオは自分がインターネット企業ということですので、IT手法を使ってこの未生産商品の取締を改善する提案を致しました。簡単に言いますと、ホワイトリストとブラックリストとグレーリストというのを区分して対策を打っていこうということです。今、並行輸入の話題も最近増えてきておりまして、タオバオで売られている商品、まだ中国政府の許認可を持っていないものも販売されています。また海外商品のデッドコピーも見られるので、そのいうものをどう規制するかというのが我々の研究テーマとして、タオバオさんと連携を取りたいということです。

(三) もう一つ、柱となるものですが、模倣品対策の核心となる部分です。信号で言えば今は青信号が販売を続けるもの、赤信号が削除されるものです。そこで、一定の条件を満たすものに対しては、イエロー信号を与えることができるような仕組みが作れないかということをお話しました。イエロー信号になったらこの売店のほうは、ちゃんとしたルートから仕入れていることを立証するような責任、仕組みを作ってほしいと提案をしました。

(四) 損害賠償の制度ですが、今までは模倣品と分かってもお店のほうに返還しないと賠償にならないという問題もございました。これからは、我々化粧品WGは、タオバオさんと引き続き協力関係を作っていきたいと思っております。カテゴリー保護に向けて実現したらいいなと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。連絡事項の11番目になります。記録メディアWGグループ長の李様より太平洋電脳城でのセミナーについて、よろしくお願ひします。

#### ⑩記録メディアWG太平洋電脳城でのテナント啓発セミナー開催について

○李氏 こんにちはソニー上海の李です。セミナーの開催のご案内をさせていただきます。昨年度に記録メディアWGは上海市の流通市場状況を把握するために上海の太平洋電脳城管理業者と店の経営者に対して、知財保護啓発セミナーを開催致しました。またそのセミナーの効果を検証するために、太平洋電脳城をターゲットとして、調査も行き、二回に渡って実態を掴みました。DVD製品の販売自身が減少している背景があるものの、2回の調査結果を比べた結果、啓発発想の効果が十分に現れました。そこで、昨年度の継続として今年も同様なイベントを行いたく、今回はそのDVD製品に限らず、電脳城で販売されているそのほかの製品も含め、啓発活動を再度実施し、販売者の知的財産権保護意識を更に高めることを期待しています。開催時期は11月15日の火曜日午後になります。場所は上海市の太平洋電脳城です。参加者は以前と同様、電脳城の管理業者と店の経営者になります。

IPGのメンバーは5社以上の応募があれば、開催することができます。対象製品は先ほど話したようにDVDの製品に限らず、電脳城で販売されているその他の製品、例えばパソコンとか、USBなども含まれています。スケジュールはご覧の通りですが、申し込み期限は10月10日月曜日までとさせていただきます。一つの留意点ですが、関係テ

ナントの参加を促進する為に、事前セミナーの対象製品を明記したうえ、ご応募をお願いします。申し込み先は上海の知財部の呉さんまでお願い申し上げます。以上です。

○司会 ありがとうございます。こちらのご応募については恐らく来週になると思いますけれども、私ども JETRO から別途メールで皆様のほうに再度発信させていただきます。そちらに返信してお申し込みを頂ければと思います。

#### ⑫【南京市工商管理局向け真贋識別セミナー開催報告】

○ 宮原氏 続きまして、南京 AIC 向けの真贋識別セミナーに関して、ご報告致します。資料の 11 番 11-1 というものをご覧ください。通常行っている AIC 向けの真贋識別セミナーを 8 月 23 日に南京市 AIC に行って参りました。スクリーンにございます通り、上海 IPG から 12 名のメンバーがご参加を頂き、AIC からは約 100 名の参加を得ました。普段の真贋識別セミナーとそんなに変わったことをしておりません。ただアンケートのほう、資料 11 になりますけれども、今回のセミナーに対する総合評価とか、或いは展示スペースに対する評価について、基本的には皆様にご満足頂けているということでした。詳細は AIC の職員のコメントを見るとこれからも続けてほしいとか、或いは展示ブースのところにもっと展示商品をいっぱい並べて直接に教えてほしいとか、そういった前向きな発言もございましたので、引続き北京 IPG、杭州の IPG と調整しながら、こうした活動を続けていきたいと思っております。以上です。

○ 司会 続きまして、江蘇省 TSB と上海 IPG の運営幹事の会議について、事務局の尹よりご報告させていただきます。

#### ⑬江蘇省 TSB—上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2011 年度事業について

○尹氏 事務局の尹です。8 月 18 日の幹事会に江蘇省 TSB を上海まで招聘し、江蘇省 TSB と上海 IPG ブランド保護フォーラムの 2011 年度実施項目に関して検討しました。その内容を簡単にご報告させていただきます。

資料の 12 番をご覧ください。一番後ろの列に検討結果を記載しております。一つずつ簡単に説明しますと、まず年次総会ですが、6 省 1 市 TSB 联席会議に合わせ開催予定であるが、6 省 1 市 TSB 联席会議がずっと延期され、国慶節明けには開催日を調整することでした。場所については、当初の連雲港を想定しております。内容については、午前中は 6 省 1 市联席会議に上海 IPG 代表が参加し、江蘇省 TSB と上海 IPG の交流成果について発表したいと思います。午後には普通の年次総会を行う予定です。総会では意見交流会と江蘇省 TSB 向けの真贋識別セミナーを予定しております。形式については、幹事会と江蘇省 TSB との交流時に、幾つかのテーマ別に会議室を分けた形式で行なったほうが良いとのご意見がありましたので、実際に開催することになりましたら、またご案内させていただきます。

二つ目の啓発活動です。主に去年に引き続き、消費者向けの教育ビデオを多方面のルートで放映できるようにします。特に江蘇省 TSB では、市レベルのテレビ局での放映を目指すなど消費者への普及を続ける予定です。

三つ目の活動は、ブランド保護協力備忘録の活用です。資料 13 番をご覧ください。本

活動については前回の IPG 会合でもご紹介しましたし、メールでもご案内しております通り、3 つに分けて活動を展開することになりました。①初犯者の情報提供は備忘録のフォーマットに情報を記入し、江蘇省 TSB にファックス、郵便等の方法で通達します。②ブラックリストの提供については、去年と同様江蘇省内で過去に模倣品を扱って、処罰を受けたもののリストを整理し、その所定のフォーマットに従って関連情報を記載し TSB に提供すればいいです。③新しい情報提供で、江蘇省内の模倣品多発地域や再犯多発市場などの情報を TSB に提供する活動です。いずれの活動も権利者から情報提供すれば、江蘇省 TSB から速やかに対応してくれます。また、例えばブラックリストの場合には、再犯行為の重罰化などについて前向きに検討してくれると思います。これまでの申込み状況については資料の 13 番の下の方に簡単に纏めました。三つぐらいの WG とそれ以外の個別の会社から申し込みがありました。本活動への参加締切りはありませんので、今後本備忘録を活用して情報提供が必要な場合には何時でも事務局までご連絡を頂ければと思います。

また資料 12 番に戻って頂いて、真贋識別セミナーですけれども、ここは年次総会時に行う予定です。TSB に重点監視業界を聞いたところでは食品や、化学製品、家電製品などの分野を挙げてくれました。その下の意見交流、課題研究については、必要に応じて開催することとし、またポケットブックに関しましては、今まで通りに継続的にいろいろなルートで活用する予定です。ご不明点等ございましたら事務局までご連絡ください。以上です。

○司会 続きまして、連絡事項の 14 番、商標祭りでの地方 AIC との意見交換について、幹事の宮腰様によりご報告をお願い致します

#### ⑭【商標祭りでの地方工商管理局との意見交換会について】

○宮腰氏 資料 14 をご覧ください。9 月の 7 日の日に四川省の成都で IPG と地方 AIC の意見交換会を行いました。最後のほうに詳しくメンバーを書いておりますけれども、参加者のほうは中国側は地方 AIC、商標局、中華商標協会の方 15 名、それから日本側は、特許庁、経済産業省、それから IPG 企業、JETRO の方で 20 名です。当日は IPG のほうからは自動車、自動車部品 WG で価格認定プロセスについて、それから電卓グループは再犯重罰化について、それから事務品消耗品 WG は共犯分業化についてそれぞれの活動の内容や、取り組みを紹介しながら、法的対応を行う上での問題点と、中方への要望事項をプレゼンしまして、それに対する感想や意見を中方より頂きました。中国側の方には非常に熱心に聞いて頂きまして、いろいろなご意見を伺うことが出来ました。詳しい内容はここに書いてありますので、後ほど、読んで頂きたいのですが、AIC だけでは解決し切れない問題もあるとのことでした。今回のテーマでは中方への働きかけというのは、先ほど、紹介にありましたように、10 月 12 日に中央政府との意見交流会でも行っていく予定です。以上です。

○司会 有難うございました。資料 14 番と別紙で参加者のリストを付けておりますが、これはコピー、プリントする段階ではまだ関連各位の修正待ちの段階でした。もしかしたら、少しの間違いがあるかもしれませんが、ご容赦ください。

それから、連絡事項の最初のほうでもお話しました、10 月 12 日の中央政府との交流、或

いは IIPPF ミッションでの IIPPF との連携、こうした大きな政府向けの活動に関しては、今ご紹介頂いた価格認定プロセス、再犯等への重罰化、分業化対策の三点をメインテーマとして進めてさせて頂いております。2009 年の段階で一度 IPG 全体で重要テーマというのを選定させて頂きまして、その時には皆様にもアンケート等でご協力を頂きました。その重要テーマの中で、現在の WG 活動で実際に対策が行われているものを選びこの三つをメインさせて頂いております。今後、こうしたテーマの見直しも皆様にご相談したいと思いますのでご協力のほどよろしくお願い致します。続いて 2011 年度第 2 回の勉強会について幹事の岩本様よりお願い致します。

#### ⑮2011 年度第 2 回中国知的財産権関連法勉強会について

○岩本氏 ジェイテック中国の岩本と申します。資料の 15 をご覧ください。2011 年度第二回中国知的財産権関連法勉強会を明日 9 月 16 日金曜日に行われます。テーマは中国での共同研究やライセンスにおける留意点ということでスペースにはまだまだ余裕があるようなので、当日の申し込みでも OK です。ご興味のある方は是非ご参加ください。以上です。

○司会 ありがとうございます。続いて今年度の展示会調査の募集、応募状況について簡単にご紹介をさせて頂きます。資料の 16 番をご覧ください。結果についてはまた年度末に近い頃にご報告させて頂きます。それでは承認事項に移らせて頂きます。まず 1 点目です。IPG 名称の對外使用時の意思決定に関する考え方について、こちらは前回、前々回の IPG 全体グループ長の会議で検討して纏めたものであります。もともとの背景を含めてグループ長の丸山様からご説明を頂いた上で、承認の手続きに入らせていただければと思います。丸山様お願い致します。

#### ⑰【承認事項】 IPG 名称の對外使用時の意思決定に関する考え方(指針)について

○丸山氏 資料 17 のほうをご覧ください。IPG 名称の對外使用時の意思決定に関する考え方(指針)についてになります。背景、目的は、IPG という団体名をちゃんと使っていきましようということです。これについては、皆様からのご同意を得たりしながら、使用していくという考え方をしております。対象となる行為というのは、今のところ考えておりますのが、外部組織との覚書、マスコミ等への発表、外部組織の表彰、それから、外部組織に対する意見提出、その他ということで、IPG の名称を使う場合ということになります。そして、意思決定のステップということで、どういう場合は使用できるのかというのは、こちらの 1~3 のまでのステップで意思決定をさせて頂きたいと思っています。

ステップ 1 としましては、名称の選定ということで、IPG の名称のどの段階を使うかということになります。中国 IPG といいますと、北京、上海、広州、すべてを含む大きな単位になりますし、また上海 IPG という単位、またインターネット知財対策 WG というように、どの単位で、どの名称を使うかをまず選定するというのが、第一のステップになります。

2 ページ目には、ステップ 2 の情報共有ということで、各 IPG の内部、また三つの北京、上海、広州の IPG の各々の内部中で情報共有をして、まず問題があるかどうかを検討しま

す。

ステップ3としましては、使用可否の使用決定、意思決定ということです。いろいろ各社様の事情がありますので、IPGの名前で何か発表されると、会員である自社として困るというような場合の意思決定ということになります。このような例もございますけれども、IPG全体として、決定していくということになります。どのような名前で、どのように許可するかというステップになります。この内容でご承認して頂きたいと思っております。以上です。

○ 司会 ありがとうございます。資料17番の別紙のようにいろいろな名称が使われております。今まで事務局も含めてバラバラに使ってきましたが、この際に統一しましょうという話をさせて頂きました。北京IPG、広東IPGでもご承認頂きまして、さらにこの上海でもご承認をいただいた場合には今後の名称については、このルールに従って行くということにさせて頂きます。丸山様からのご説明に何かご不明点はございますでしょうか？もしないようでしたら、ご承認をしていただける場合は、拍手を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

(拍手)

はい、ありがとうございます。それでは上海でも承認いただけたということで、北京、広東に報告させて頂きます。続いて、承認事項の2点目の「中国IPGによる関係機関への建議について」、今年の5月に、特許庁長官が北京IPG、上海IPGの代表の皆様と意見交流を行いました。その時に、日本本社のほうから特許庁に対して意見を提示してほしいということがありました。ただ、中国にいる我々の立場ではそれは難しかったものですから、中国側で意見を纏めて提出する方向で話をさせて頂いております。詳細については副グループ長の大上様にお願い致します。

#### ⑱【承認事項】中国IPGによる関係機関への建議について

○大上氏 住友化学の大上と申します。それでは、資料18の中国IPGによる、関係機関等への建議案について説明させて頂きます。建議の提出先の候補としては、日本政府関係では、経済産業省製造産業局、特許庁になります。中国政府機関に対しては、中国日本商会白書として提出することを考えております。作成方法としましては、北京IPG戦略委員会が骨子案及び建議案を作成し、各IPG（北京、上海、広東）に意見を募集します。中国日本商会白書の作成プロセスではIPGメンバー以外の中国日本商会からも知財に関する意見が提出されます。これら非IPGグループメンバー以外からの意見については、北京IPG戦略委員会で採用、不採用を判断する予定にしております。詳細のスケジュールに関しましては、添付の資料をご参照してください。なお、日本政府、日本関係機関に対しては来年の3月ごろを目処に建議書を提出したいと思っております。この建議の活用方法に関しましては、建議に基づいて、日本政府と意見交換会を開催し、今後の活動に反映していただくようにしていきたいと考えております。またJIPA、つまり、日本知的財産権協会等の日本関係機関に対しても、積極的に情報共有を図って行くことも考えております。以上です。

○司会 ありがとうございます。日本の政府、知財関連組織に対して、意見の具申を行うという内容でございます。こちらもともと北京 IPG からのご提案でございましたので、基本的な取りまとめなどは北京の戦略委員会という組織でお願いしたいと思っております。こちらについても、ご承認を頂けるようであれば拍手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。スケジュールを見て頂ければ分かると思いますが、9月末に向けて北京側で骨子案を作って、その後で上海 IPG メンバーの皆様にもその骨子案に対する意見をお伺いする機会があると思っておりますので、その際にはまたご協力のほどお願い致します。以上で、連絡、承認事項を終わらせていただきます。何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、休み時間を挟まさせていただきます。15分ほど経ったところで講演のほうへ移らせて頂きます。

## 第2部 講演会

○司会 会議のほうを再開致しますので、席にお戻りください。後半の講演を始めさせていただきます。本日は中国企業からのご講演ということで、ハイヤー社の講師の方をお呼びしております。スイッチ等の業界の企業様です。本日は、建築電器研究院副院長の李立新さまにおいでいただいております。それでは李先生よろしく申し上げます。

### 【テーマ】「鴻雁電器会社の知識産権保護戦略について」

【講師】 杭州鴻雁電器有限公司 建築電器研究院 副院長 李 立新氏

○李氏 皆さんこんにちは。それでは私は、杭州鴻雁電器有限公司を代表致しまして日系企業の皆様に対して当社の知的財産権保護戦略についてご紹介したいと思います。

本日の講演の内容は主に五つの方面があります。まず第一番目の内容は当社の事業内容を簡単にご紹介したいと思います。二番目は、当社の知的財産権戦略について皆様にお話したいと思います。三番目は代表性のある権利侵害案件です。四番目は当社の対応策で、五番目は当社の今後の展望についてお話したいと思います。

それでは当社の事業内容について簡単にご紹介したいと思います。杭州鴻雁電器有限公司は中国普天グループに所属する国有の持ち株会社であります。中国普天情報産業株式有限公司は国務院国有資産管理委員会の管轄する中央政府の企業で、メインの業務分野は通信設備製造業、電子情報応用、メディア放送、通信業とそれに関連する情報化運用の展開などであります。

中国普天は百年以上の歴史を経て現在は中国の情報産業の飛躍的発展の実践者となっております。近年以来、中国普天は通信、電子情報応用及びメディア放送通信情報業の三大業界に注力し、企業のコア競争力の向上に全力取り込んでおります。これまでに、長江デルタ地区、珠江デルタ地区、北京、天津華北経済圏及び中世部地域に重要な製造産業基地を構築し、すでに香港、上海、深センの株式市場で子会社5社の株式を公開しました。



当社杭州鴻雁電器有限公司は1981年に設立された20年以上の歴史を持っている建築用電器部品製造専門の会社であります。中国において非常に有名な建築用の電器付属部品のメーカーで、日本の松下電工に近い業種だと思って頂ければと思います。

会社本部の敷地面積は20万平米です。今の資料に訂正がありますので、書き換えてください。当社は現在は六つの製品事業部と八つの子会社を持っております。そのうち一社はドイツの会社、もう一社は台湾の会社と合併しております。会社は杭州にあり、本部の従業員は890人、そのうち短大以上の学歴の卒業者は494名、グループ全体の従業員の数は1800人となります。

昨年度の当社の販売規模と営業能力は業界第二位になり、特許製品の売り上げは13億元を超えております。このスライドは当社は業界における地位を示しております。当社は中国電気工業協会電器付属部品及び家庭用コントローラー、分会理事長、全国電器付属部品製造標準化技術委員会副主任委員、全国電器付属部品標準化技術委員会家庭用プラグ、コンセント及びスイッチWG長、全国企業政府統括企業知的財産権模範会社とそのような名誉を有しております。

当社の鴻雁ブランドは大変有名なブランドです。94年に鴻雁ブランドは浙江省著名商標に認定されました。95年には鴻雁ブランドのスイッチ、コンセント、コネクタは浙江省有名ブランドにも認定されました。2000年に年は鴻雁商標は中国の馳名商標に認定されました。

先ほど、当社の製造する商品の内容は日本の松下電工に近いと説明しました。実際に当社は電気製品関連部品製造業の会社であります。この電器関連部品製造業は、機械工業分野にある電器機械及び既存製造業に所属しています。主な商品の品目は、工業用、民生用、住宅建築、及び類似部位で使用されている証明用のスイッチ、プラグ、コンセント、電器ケーブル、ケーブルの固定部品、工業用プラグ、コンセント、連結器、コネクタなどがあります。

当社は主に建築用、住宅用の電器に注力しており、これまで長年の結果として、現在は事業の多元化を実現しております。今は鴻雁電工、鴻雁照明、鴻雁智能、鴻雁パイプ、鴻雁ケーブルという五つの産業クラスターを形成しております。このグラフはそれぞれの産業クラスターの当社における比率を示しております。

鴻雁電工は当社の中で一番重要な柱産業であります。これまでに鴻雁電工は市場で高い名誉を確立しており、私たちは電工業界のパイオニアとも言えると確信しております。現在の当社製品は、家庭コンセント、スイッチ、マルチ延長タップ、床コンセント、低圧電器などがあります。このスライドは当社の製品シリーズの写真を掲げております。当社はこの業界の中で、製品シリーズ、製品の品種が一番豊富であるという自信を持っております。

鴻雁電工の主力商品の一つに、マルチ延長タップというものがあります。その中にまたマルチ用途延長タップシリーズ、工程用タップなどいろいろな商品があります。

それから床温コンセントも鴻雁電工の重要な製品です。このスライドは当社の商品の一部反映しております。

このスライドは鴻雁電工が製造している小型のサーキットブレーカーです。当社の ES シリーズ、EH シリーズ、ECK シリーズなどがあります。

このスライドは漏電保護するブレーカ、鴻雁電工の中には ECE シリーズ、ES シリーズ、ES シリーズその電器式のブレーカーの商品があります。

それからプラスチックサーキットブレーカーの商品です。その中にはその智能的な電源自動切換えシステムなどいろいろな商品が揃っております。

二つ目の産業セクターは工業用照明です。鴻雁照明は当社の新興産業の柱となっております。一般照明領域においては、吸着ランプ、アルミ冊子ランプ、移動ランプ、省エネルギーランプ、換気扇などの主力製品を核心業務としております。台湾の会社との連携により、LED 照明分野で競争の優位性を形成しております。これと同時に照明と LED 照明及び、光設計サービスの研究と開発にも取り込み始めております。これは鴻雁照明の四分野の製品を説明したスライドです。四分野とは光源、照明器具、電気、それから LED です。

三番目の産業クラスターは、鴻雁智能です。子会社の杭州鴻雁智能有限公司は 2008 年に浙江省により初めて認定された国家クラスのハイテク企業です。この会社は建築用の智能化システムの研究開発と集成に努め、製品は住宅配線システム、総合配線システム、知的照明コントローラー及び知的通信システムなどをカバーしております。特に住宅配線システムの知名度と市場シェアは業界のトップ地位を保っています。

このスライドはこの鴻雁智能の二つの主力商品を示しております。まず一つは住宅配線システムです。住宅配線システムには情報ボックスとケーブルがあります。二つ目の商品は総合配線システムです。この中にはドアケーブルの配線システムから配線ボックス、光ケーブルの配線システムなどがあります。

四番目の産業クラスターは鴻雁パイプです。鴻雁パイプは当社の柱産業です。80 年代には率先して国内で PVC 電工パイプ製品を開発して、その当時ブームだった鋼材の変わりにプラスチックを使う新型建築材料を利用するトレンドを大きく推進しました。鴻雁パイプは優秀な品質を持って国内外の数多くの重点プロジェクトと有名な建築物、例えば北京オリンピック鳥の巣、水立方、上海市政府ビルディング、上海国際広場、国防科技大学、シンセン大学などに広く使用されております。

このスライドは鴻雁パイプ社の主力商品を示しております。まず電工 PVC 絶縁チューブと付属部品、それから UPVC 配水管とその部品、表面取り付け PVC の配線層とその部品、それから PPR パイプとその部品です。

これから二つ目の講演内容に入りたいと思います。当社の知的財産権の戦略についてお話ししたいと思います。

杭州鴻雁電器有限公司は先ほどご紹介したように国有企業です。当社は知的財産権業務を非常に重視しております。97年から知的財産権戦略管理委員会を設立して当社の総裁がこの委員会の主任に就任しました。知的財産権戦略委員会の下に二つの部門があります。まず研究開発弁公室が会社の特許とソフトウェアの管理を担当しております。それから法務部の仕事は商標管理及び知的財産権の権利保護業務を担当しております。

2009年に当社は市場の状況に対応して、建築用電気研究院と知的財産権戦略管理委員会を設立しました。当社の総裁が管理委員会の主任を兼任しました。この管理委員会は4つの部門を管轄しています。

- 1) 一つ目は建築用電気研究院弁公室、この弁公室は主に特許の権利化を担当しています。特許の専門の担当者が2人います。
- 2) 二つ目の部門は法務部で、法務部には弁護士が2人在籍しております。この2人の弁護士は主に権利保護、権利維持、訴訟などの業務を対応しています。
- 3) 三つ目は、ニセモノ取締弁公室です。取締弁公室の人数は4名です。スタッフ4名が市場で氾濫している鴻雁社のニセモノを取締ることを担当しています。
- 4) 四つ目の部署は情報センターです。情報センターは会社のソフトウェアの管理と登録を担当しています。

当社の知的財産権保護戦略には、主に4つの部分があります。本日の資料には若干変更がありましたので、PPTをご覧ください。

- 1) 一番目、当社は自主開発戦略を主要な戦略として掲げております。毎年私たちは大学生30名から50名を採用し、開発業務を与えております。業界における当社のトップ企業の地位を保つために、自社開発の特許が、数量と品質の両方で業界のNO1を目指しております。
- 2) 二番目の戦略は共同開発戦略です。浙江省の浙江大学、武漢にある華中科技大学、中国科学院などの大学の研究院との産学連携を強化することによってハイエンドの商品開発を考えております。
- 3) 三番目は消化革新戦略です。消化革新戦略とは、海外の先進的な技術と特許を吸収消化して当社がさらにその革新をするというものです。今後は、知的建築物の電気製品の総合サプライヤーを目指しております。
- 4) 四番目の戦略は輸出戦略です。当社は2010年にベトナムのKOVAという会社と合弁してベトナムで子会社を作りました。その目的は東南アジア市場に対する特許の輸出を始めることで、今後は技術と資本の両方を輸出していきたいと思っております。

知的財産権について、もう一つの重要な部分は商標戦略です。鴻雁ブランドは当社の知的財産権の重要な構成部分でありますので、ブランド戦略は終始当社の企業発展の全過程に貫いています。そのため、当社は2000年に中国の馳名商標認定を受けました。

ブランド戦略には3方面があります。

- 1) 1 番目のブランド戦略は、当社は中高級製品を作るということです。業界において有名ブランドになるという位置づけを明確化しました。
- 2) 2 番目は、当社ブランドの延伸です。当社は製品を作る以上、今後は新エネルギー産業、スマート産業などに参入したいという考えから、当社ブランドを新産業に延伸していくということです。
- 3) 3 番目は国際化戦略の実施です。当社の鴻雁ブランドはコウノトリのマークの上に大きな鳥が乗ってますので、今後国際展開を実施していきたいと思っています。そのため、当社の商標はピンインの M ではなくてホンヤーにしております。

特許の部分についてご紹介したいと思います。当社は 89 年から特許出願を開始し、90 年に初めての実用新案特許が授権されました。右の証明書の写真はその当時 90 年にもらった実用新案の特許証です。

このスライドは当社の特許出願と授権獲得の数量と経費を示しております。2010 年未までに当社は累計で 210 件の特許、うち 20 件の発明特許を出願しました。そのうち、授権された件数は 180 件で、うち発明特許は 10 件でした。このグラフから、当社は 2010 年度までに、出願だけの費用でも 32 万元を越えています。

当社、鴻雁ブランドの製品は東南アジアと中近東で販売されていますので、当社は海外での特許についても非常に力を入れております。これまでに商標の国際登録は 11 カ国と地区をカバーして合わせて 18 件となっています。当社は 82 年に作られた会社で、86 年に国家工商総局に商標登録を提出しました。その時は低圧電器、スイッチ、プラグ、及びコンセントだけを出願しました。86 年に出願した後、87 年に商標専用権を獲得しました。同じ年に鴻雁という商標を管理するために当社の中で商標管理部が作られました。

当社は国内において図形、文字及びその組み合わせの形式を用いて、国際分類表の第 1、第 2、第 6、第 7、第 9、第 11、第 19 類などの商品、及び第 35、第 37、第 39、第 41、第 42 類のサービスで、それぞれ鴻雁の商標登録をしました。

そのほか、ドイツ、フランス、イギリス、ロシア、香港、台湾など 20 カ国と地域で商標の国際登録もしました。

当社は知的財産権の保護奨励で大きな成績が挙げたので、これまでに杭州市の特許模範企業、全国企業、政府統括企業、知的財産権模範企業という名誉をもらいました。特にここで重点的に紹介したいのは、全国企業、政府統括企業、知的財産権模範会社の名誉は 2009 年は 51 社だけでした。51 社の中で、浙江省には二つの会社しかありませんでした。

3 点目は、代表性のある権利者侵害の案件についてご紹介したいと思います。皆様多分知っていると思いますが、中国は主に二つの方面で知的財産権の保護を実施しております。

司法保護の場合は、法院の伸展になります。ところで欠点があります。司法保護の場合は時間と経費がかかります、手間もかかります。それから案件の数が大変増えておりますので、司法保護はその効率が悪く、今のところは司法保護はまだ全方面的な保護を提供できないというのが現状です。ですので、私たちは行政保護のほうが使いやすいのではない

かと思えます。

行政執行保護は、は知識産権局などを初めとする行政部門による保護の方式です。この行政保護のいいところは迅速で積極的、それから苦情を言いやすい、コストが安い、効率が低いなどがあります。

中国の企業は、今のところはどちらと言えば、行政保護の方を選びやすいと考えております。次は、実際の案件を挙げながら、私たちの考えをご紹介しますと思います。

第1番目の案件は、フレームの意匠権特許の案件です。特許番号はここに書いてありますので、省略します。この特許は、当社が97年に出願し99年に権利が確定したものです。2006年10月にある会社が、許可を得ずに、当社意匠権を侵害するコンセント、スイッチ製品を製造した上、上海ヨンハ電気有限公司の名義で市場で販売しました。2006年10月に権利侵害状況を発見した後、当社は相手に弁護士レターを送付して、権利侵害行為の停止と損害賠償の要求を提示しました。それから法院にも起訴しました。裁判所に対しては7方面の証拠を提出しました。まずは私たちの特許証書です。それから、特許の公告文書です。3番目は特許年金の領収書です。4番目は原告が裁判所に対して提出した特許製品の写真です。5番目は権利侵害品の実物と写真と包装です。6番目はかつて送付した弁護士レターです。7番目は被告と交渉した記録です。

人民法院が審理をして、当社の勝訴となりました。裁判所の判決内容はまず権利侵害品の生産と販売を直ちに停止すること、それから権利侵害人は鴻雁社に対して25,000元を賠償金として賠償することを命じました。これが一つ目の権利侵害案件です。

2番目の権利侵害案件では、鴻雁社が被告となりました。左側は原告側の製品でそれぞれの特許番号が書かれています。それから右側は我々鴻雁社のOEM製品です。私たちのほうで特許の事前調査に不備があったので、その結果として、被告となりました。AUPUという会社が杭州市中級人民法院に、当社製品はAUPUの権利を侵害したとして訴訟を提起しました。私たちはこの相手の訴状を受理した後に、すぐ浙江省知識産権局、それから杭州市知識産権局の担当者に調停を依頼しました。双方の調停の結果、杭州AUPU電器有限公司と鴻雁電器有限公司は和解になりました。この協議には4点の内容が含まれていました。

- ① 鴻雁電器はAUPU電器の二つの特許意匠権は事実で、合法かつ有効であることと認める。
- ② AUPU電器は鴻雁電器の二つの製品の生産と販売を許可する。但し、その生産期限と販売期限はそれぞれ2010年12月1日と2011年1月31日までとする。
- ③ 鴻雁電器有限公司はAUPU電器有限公司に対して47.08万元を特許使用料として支払う。
- ④ 協議書の有効期限終了とともに、鴻雁社は商品の生産を中止しなければならない。中止しない場合は、毎年AUPUに対して11.5万元を特許使用料として支払う。

続きまして、商標方面の権利侵害案件についてご紹介したいと思います。鴻雁ブランドは中国の馳名商標です。ですから、模倣業者は中国国内で当社のブランドに類似する商標をたくさん登録しています。例えばこのようなものがあります。これはその登録された鴻雁の類似商標です。

当社の取締況について、お話をしたいと思います。まず、当社は国内市場で高い知名度を有していますので、模倣業者に集中的に狙われている対象となっております。

一つの案件がありました。この案件は当社鴻雁ブランドの AP86、RL86 などのシリーズを侵害するものでした。当社のニセモノ取締弁公室は長時間の追跡調査により、ある程度価値の高い情報を入手しました。同時にこれらの情報を江蘇省の執行機関に迅速に提供して、共同執行を展開して大変よい効果を取めました。長期間に渡ってニセモノを生産、販売した不法業者は江蘇省の宝応県での販売現場で摘発され、その場で不法業者と模倣品の現物が一緒に差し押さえられました。その結果として、当社鴻雁ブランドの AP86、RL86 などのシリーズ製品の模倣品案件 9 件が摘発されました。ここでもちょっとデータの訂正があります。ここの売り上げ、つまり鴻雁社に与えた経済損失は 60 万元以上に達しました。このため、当社は名誉と経済損失を被ったということです。

鴻雁社はこのニセモノの販売者、製造者の証拠を集めて、現地の人民法院に起訴しました。江蘇省宝応県人民法院の判決は下記の通りです。江蘇省のニセモノの製造業者は消費者の合法的權益を甚だしく毀損し、当社の利益と名誉を甚だしく毀損したため、被告に有期懲役 1 年、罰金 5 万元の判決内容でした。

以上の案件はこの数年間で当社が経験した代表性のある権利侵害案件です。ほかにも数多くの案件が発生しましたが、時間の関係で省略致します。

次は当社の知的財産権保護にあたっての様々な対応策についてご紹介したいと思います。五つの対策があります。ここの資料は変更がありますので、注意してください。知的財産権の奨励。そ知的財産権の教育と宣伝。知的財産権創造業務。知的財産権検索システムの構築。5 点目は知識財産権の保護業務です。

当社は非常に早い段階から、知的財産権の保護業務に力を入れています。2003 年に杭州鴻雁電器有限公司特許及びソフトウェア、著作権奨励弁法を制定しました。

2008 年には特許出願奨励の通知を公布して、その成果を各技術担当者の年末査定に含めています。

2009 年には当社は杭州鴻雁電器有限公司科学技術革新賞、新製品賞選定弁法を制定し、科学技術革新及び新製品を奨励する方法を定めました。

2010 年度、当社の知的財産権関連の奨励金は 110 万元以上に達しました。

まず 1 点目の仕事は、知的財産権の教育と宣伝に力を入れることです。過去三年間で当社の知的財産権教育の受講者数は累積で 1,057 人に達しました。2010 年には当社の三級

マネジャー以上の管理職及び工程技術専門スタッフの特許知識の受講率は100%に達しました。

当社は毎年専門家を招聘し、当社で二回以上の知的財産権セミナーを開いています。それから当社は2008年にインターネット商学院の構築を完成させました。マネジャーの管理職と技術職のスタッフに対しては、知的財産権のインターネット映像教育とテストをしております。その教育の成果についてはそれぞれ年末の人事査定に入れていきます。

三つ目には私たちの会社は杭州市政府の主催するクリエイティブ杭州という工業設計コンテストに参加しています。会社は毎年60万円～100万円を出資して、その工業設計コンテストに協賛しております。私たちは清華大学、湖南大学、浙江大学、杭州電子科技大学など中国の有名な大学と協力して、住宅建築用電気製品の工業設計について提携しています。また国際的に有名な設計の専門家を当社に招いて、革新的設計、クリエイティブ設計のセミナー、カリキュラムを開設しております。海外の先進的な設計理念を導入することによって、また産学連携を通じ大学の教師、学生のクリエイティブ革新意識を活用して、建築、住宅用の電気製品付属部品の発展トレンドを研究しております。

2009年はイタリアのミラノ理工大学のゾロ教授が当社に来ました。革新について交流をしました。それから日本の有名なデザイン設計会社にも依頼して、当社のスマート製品のデザイン設計について、いろいろな意見をいただきました。

また、私たちは知的財産権の検索システムを立ち上げました。このスライドは当社の立ち上げた知的財産権検索システムのインターフェイス画面です。私たちはこれを十分に利用しております。この特許検索によって特許侵害を避けることができるだけでなく、私たちの創意、私たちのクリエイティブを反映して、新製品開発に繋げるとそういう機能があります。

これから保護業務についてご紹介したいと思います。当社には専門的な知的財産権保護機構があります。法務弁公室、ニセモノ取締弁公室、この二つの部門は当社のニセモノの取締、権利保護、情報フィードバックシステムを構成しています。全国市場に対する監督機能を担っています。併せて、全国範囲でのニセモノの取締、権利保護、連動チームの構築をしています。

これは消費者に対する真贋識別情報提供のコンピューター画面です。消費者が当社の商品を買った後に、当社のホームページに登録し20桁のパスワードを入力すれば、買ったものが本物かどうかをすぐ判別できます。

92年に当社は鴻雁ブランドの保護と権利維持のためにニセモノ取締弁公室を設置しました。また当社は江蘇省、浙江省、上海市技術監督中外ブランド保護協力ネットワーク会員企業となっております。さらに浙江省民営企業模倣品取締、権利保護協会の理事を務めています。

当社は専門的な品質保証部門を設置して、昼夜を問わず、全国範囲で、当社ブランドの

ニセモノに対する取締と権利の保護に努めています。

この写真は、北京市工商管理局が当社のスタッフと一緒に当社のニセモノを押収した現場立会いの写真です。

5点目は鴻雁社の今後の展望についてご紹介したいと思います。まずは自主革新を主要方針として堅持しながら、産学との連携を図り、外部の導入と消化を補助的手段とします。

自主革新は主要革新方針ですので 次の方法はこの主要方針に基づき展開されています。中国の普天産業の背景をバックアップとしてハイテク技術により伝統的な建築、電器付属部品産業を改良し、特にグリーン環境型、智能型、省エネを重点とします。

それから新材料の応用の面におきましては、ナノ材料、環境保護型、複合材料の研究、開発、応用によって当社の建築、住宅用電器付属品の製品のレベルアップ、当社の製品の付加価値の向上を図ります。

続いてはデジタル設計プラットフォームの応用、すなわち業界の発展に先進的な設計、製造、プラットフォームを提供することによって、新製品の開発を迅速に可能にするということです。

当社は電器の連結と建築の電器コントロールシステムの総合的サプライヤーになることに注力し、中国の電器、建築電器業界の知能化の実現を我々の任務としています。

今後は五つの仕事を重点的に展開していきたいと思います。

- ① 知的財産権の保護宣伝活動に積極的に取り組みます。杭州市知識産権局、或いは浙江省知識産権局などが主催する様々なイベントに参加します。
- ② 「創意杭州」という活動に引き続き参加することによって、当社の新製品開発能力向上に寄与することを期待しております。
- ③ 特許の警報体系の構築です。当社が他社の特許を侵害することを防ぎ、当社が他社に侵害されないよう、双方向の特許保護を今後の課題としてこの体系を構築したいと思います。
- ④ 企業知的財産権情報システムの構築を早めることです。早めることによって競争相手の特許の現状、それから技術の革新の現状を早く入手し、当社の技術革新、新製品の開発に繋げることを期待しています。
- ⑤ 当社の自社特許の産業化ということです。

以上は私が説明しました知的財産権保護手段を十分活用して、当社がこの業界において先進的な技術と先進的な知的財産権保護理念を有することになることを目指しております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。それでは時間はまだ十分にありますので、ご質問のほう



に移らせて頂きます。先ほどと同様に質問がございます方は挙手をお願いします。では唐様をお願いします。

#### 【AGC 社・唐氏の質問】

- 唐氏 第37ページ二つ目の代表性のある権利侵害案件に関する質問です。この場合、鴻雁社は被告となっておりますが、原告のAUPU社からの賠償の要求金額はいくらですか。
- 李氏 140万元でした。
- 唐氏 二つ目の質問は44ページですが、ここには2010年会社は知的財産権関連の奨励金は110万元以上に達しました。110万元以上というのはすなわちこの職務発明に対する奨励金と理解してもよろしいですか。
- 李氏 はい、そうです。国家の特許法には明確な規定があります。
- 唐氏 今仰った職務発明の金額について可能でしたら、教えてください。
- 李氏 当社の場合は発明特許の場合は、これは権利が授権された後に2万元/1件を支払います。実用新案の場合は2千元を支払います。意匠権の場合は千元を支払います。そのほかは、その特許が採用されて製品、新製品の売上が非常によい場合はまた特別奨励金があります。
- 唐氏 これについても大まかな金額を教えてくださいませんか。
- 李氏 この金額は全部で110万元以上で、一番多くもらった人は10万元ぐらいもらいました。
- 唐氏 46ページに対する質問です。知的財産権の検索システムのインターフェースを見まして、CNIPRの画面となっておりますが、このCNIPRは御社に対する特別なサービスを提供しているのでしょうか。教えてください。
- 李氏 これは当社が20万元を出資して国家知識産権出版社と一緒に建築用、電器部品の専門の検索システムを作りました。これはちょっと古いインターフェイスとなっております。これは私たちにとって特別なサービスと理解していいと思います。
- 唐氏 ありがとうございます。
- 司会 ほかに何かございますでしょうか。丸山様をお願いします。

#### 【リコー中国・丸山氏の質問】

○丸山氏 リコーの丸山です。この画面の上から三番目のところになるのですが、他社の特許を侵害しないようにする仕組みを作られているということについての質問です。その特許の調査をするには、①特許事務所に頼むとか、②開発者が調査をするとか、③特許の担当部門が調査を実施するなど、大体は3つのパターンがあります。御社ではどのような方法で他社の特許を侵害しないようにしているのですか。

○李氏 特許の警報体系については、以下の仕事をしました。まず建築電器部品用の特許検索システムを構築しました。開発の流れの中で特許について検索します。特許のエンジニアとそれから技術担当者が両方でこの特許の状況を調べます。それから評価審査委員会というものがありまして、この委員会は新製品に対して評価と審査を行います。上述の努力により、評価、審査、検索という三方面の努力に従って当社の新製品が他社の製品を侵害しないように努力をしております。それから、例えば販売段階時に、その最終確認をします。もし社内でこの特許の検索について自信がない場合は当社は第三者の特許専門機構に依頼します。例えば浙江省情報研究院、或いは中国信息中心に依頼します。当社は特許の代理機構と協議を締結し、特許検索の面でいろいろと指導を受けております。もちろん、当社の指導方針としては自社で特許の検索をします。毎年技術者、販売担当者に対して特許関連のトレーニングを行っています。

しかし特許は特殊なものですので、以上の措置をすべて講じても100%特許を侵害しない保証はできません。ですから、いざ他社の特許を侵害してしまった場合には当社の中での特許エンジニアと法務部が関連の処理と対応を担当します。以上です。

○丸山氏 ありがとうございます。

### 【三菱マテリアル・傅氏の質問】

○傅氏 質問の内容は先ほど44ページの知的財産権の激励というスライドがありましたが、先ほど発明特許に対しては1件あたり2万元の奨励金を支払うとの話を聞きまして、かなり高い額だと思いました。私の記憶が間違えていなければ、特許法では1件あたり3千元と定めてあると思います。1件あたりで2万元という非常に大きい金額となると御社の中で特許のバブル現象が現れてはいないのでしょうか。例えば一人の技術者が一晩でたくさんの特許を考えると、それでその報奨金をもらうとか、そういうことでいろいろな問題は発生していないのでしょうか。御社の中で特許に対して評価をする部門はあるのでしょうか。いろいろと教えてください。

○李氏 まず先ほど2万元と言いましたが、それは発明特許のみの場合です。実際は2万元という金額はそれほど高くないと思います。実際、浙江省杭州市政府の場合は企業が発明特許を取得した場合は政府から2万元を企業に支払われます。もちろん、仰るバブルの現象は存在していると思います。しかし、まずこれは発明特許ですので、事実審査を得なければいけません。この審査は非常に厳しいものですから、非常に困難だと思います。

それから当社の社内の中に特許管理委員会という部署があります。その特許管理委員会です。まずこの担当者の提出する特許の案について、評価をしてから特許の検索システムで検

索した後に最終的に出願するかどうかについて決めます。もちろん仰った意見のように、実用新案と意匠の場合は恐らくバブル現象がすでに発生していると思います。

○傅氏 先ほどの私の質問は発明特許だけに対する問題でした。日本では実用新案と意匠に対してはそれほどの奨励金はないと思います。今の仰ったこの発明特許の2万元という奨励金は非常に大きな金額だと思います。当社の中でもそれほどの金額を出しておりません。

○李氏 実際、この発明特許に対する奨励金の金額は企業の発展段階とそれから企業の作る製品の種類によって違うと思います。私たち杭州市知的財産権模範会社の場合は、発明特許に対する奨励金が1万元～2万元というのは非常に普通の金額ということでご理解ください。

○司会 ちょっと時間が過ぎてしまいましたので、質問のほうはここで打ち切らせて頂きます。拍手のほうをお願い致します。

それでは以上で、第54回上海IPG会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。